

学校いじめ防止基本方針

静岡県立沼津特別支援学校
愛鷹分校

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

この法律（いじめ防止対策推進法第2条第1項）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめにあたると判断した場合でも、行為を行った児童生徒に悪意がなく、好意で行った場合や障害特性による場合等には、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。

2 いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も何度も繰り返されたり複数の者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり傍観したりしている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの基本的な考え方

- ・「どの学校でも、どの子にも起こり得る」 ⇒ 職員の認識
- ・いじめを許さない、いじめの兆候を把握、隠さず関係機関と連携して対応
⇒ 職員の共有・連携
- ・命の大切さ、心身の健康についてあらゆる場面で指導する ⇒ 指導の指針

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名

いじめ相談・通報窓口

静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 いじめ対策委員会（人権教育推進委員会）

2 構成員等

実務担当者：生徒指導課長

構成員：校長、教頭、部主事、副主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
学年主任、該当担任、学校運営協議委員（コンプライアンス委員）

3 役 割

- ・いじめに関する情報の集約と共有化
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- ・学校いじめ基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- ・いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証
- ・いじめの相談、通報窓口

第3章 いじめ防止のための対策

1 【対策と人権教育に関する目標と取り組み】

いじめを未然に防止するための対策		
○安心安全な学校づくり ○児童生徒との信頼関係づくり ○道徳教育の推進 ○教職員の資質と人権感覚の向上		
学部	目 標	授 業 で の 取 組
高 等 部	社会生活を送るための基礎的な技能の獲得や他者理解を深める。	総合的な探究の時間（環境教育、地域学習、交流教育等） 特別活動（生徒会活動、学部集会等） 保健（感染症等）、職業（社会生活での配慮等） 自立活動、道徳（人間関係、社会性など）

2 いじめ未然防止に向けて

いじめはどの子にもおこりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための「未然防止」に取り組むことが大切である。そのために、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業作り、集団作りを行う。

さらに、集団の一員としての自覚や自己肯定感を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学校風土を作る必要がある。また、互いの特性を認め合う心の育成や、適切なコミュニケーション能力の向上を目指し、いじめ予防に向けた指導や学習の充実を図る。併せて教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

3 いじめ未然防止のための対策

ア 教職員と子どもとの信頼関係作り

- ・子どもの良さを認める姿勢
- ・一人一人を尊重した姿勢や態度(比較しない教育)
- ・子どもの生活に目を配り、良いあらわれや良い行動を認め、褒める
- ・悩みや不安を抱える子どもの心に寄り添い安心感と信頼感を築いていく

イ 自分(生徒自身)を見つめる機会の工夫

- ・人権や自分の生き方について考える機会を設ける
(HR活動、道徳の時間、総合的な探究の時間、進路学習、職業 等)
- ・同じ目的を持つ集団内で主体的に活動する機会を設ける
(作業学習、保健体育、生徒会活動、部活動、行事 等)
- ・学校外の様々な集団に所属する機会を設ける
(共同授業、交流授業、地域作業、職場実習、地域交流 等)

ウ 学校、家庭、地域、関係機関の連携

- ・教職員の連携(生徒指導情報の共有 等)
- ・啓発活動(学年便り、ホームページ 等)
- ・家庭との協力体制(面談、連絡帳を通してのコミュニケーション 等)
- ・情報の共有(PTA、出身中学との情報交換、関係機関とのケース会議 等)

エ 障害特性に応じた個への支援といじめ予防教育の充実

- ・特性を踏まえた適切な支援及び指導を日常的に組織的に行う。
- ・必要に応じて、心理専門員(スクールカウンセラー)や県教育委員会「いじめ対策伴走支援チーム」を活用し、専門的な見地からの意見を求める。
- ・生徒が自他の特性を正しく理解し、良好な人間関係を築くためのいじめ予防教育(人権学習、SNS等の情報モラル教育、アサーティブなコミュニケーションの指導、適切なSOSの発信方法等)を計画的に実施する。
- ・指導にあたっては、視覚的な教材やロールプレイを活用するなど、生徒の認知特性に配慮した分かりやすい工夫を行う。

第4章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のため、以下のように取り組む。

- ・年度当初に、管理職が全職員に「いじめ防止基本方針」を周知・徹底するとともに、定期的に生徒理解や指導・支援(いじめの未然防止・早期発見を含む)に関するミニ研修や情報共有を実施し、教員の実践的指導・支援力と組織的対応力を培う。
- ・チームティーチングの指導体制をいかして児童生徒のわずかな変化やサインを日常的に観察し、学年部会等でその情報を共有する。
- ・他害や喧嘩、活気のなさ(元気がない等)、気になる行動や変化が見られた場合は、学年主任→部主事、生徒指導課長→教頭へと速やかに連絡・相談を行う。同時に指導・支援経過の記録を開始し、必要に応じて全教職員で迅速に情報を共有する。
- ・生徒を対象とした個別面談を4月、7月、2月に年3回、生活アンケート(記名は任意)を毎学期末に年3回、心のアンケートを毎学期はじめに年3回実施し、困りごとや悩み等がないかを確認する。
- ・理由が明確ではない欠席が3日続いた場合は、家庭訪問、5日以上目視できない場合、関係機関に報告、情報共有し、「いじめ対策委員会」で協議する。

2 年間計画 (いじめ防止・早期発見)

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者
4月	いじめ対策委員会① (いじめ防止基本方針策定、周知)		○	
	始業式 (いじめ防止基本方針について説明)	○		
	入学式 (いじめ防止基本方針について説明)	○		○
	生徒個別面談	○		
	携帯・スマホ安全講座	○		
5月	PTA 総会 (いじめ防止基本方針について説明)			○
	心のアンケート	○		
	三者面談	○		○
	学校運営協議会・コンプライアンス委員会		○	○
	いじめに関する校内研修		○	
7月	生徒個別面談 ※希望者	○		
	生活アンケート・聞き取り調査	○		
	いじめ対策委員会② (生活アンケートについて)		○	
8月	人権研修		○	
9月	長期休業中における生徒情報の把握		○	
	心のアンケート	○		
10月	三者面談	○		○
	学校運営協議会			
12月	生活アンケート・聞き取り調査	○		
	いじめ対策委員会③ (生活アンケートについて)		○	
1月	長期休業中における生徒情報の把握		○	
	心のアンケート	○		
2月	生徒個別面談 (1、2年生対象)	○		
	学校運営協議会・コンプライアンス委員会		○	○
3月	生活アンケート・聞き取り調査	○		
	いじめ対策委員会④ (生活アンケートについて、今年度のまとめ、来年度の方向性)		○	
	三者面談	○		○
通年	学年部会や主任会を通して、生徒に関する情報共有の実施		○	
	スクールカウンセラーの活用	○	○	○
	人権感覚チェックの実施		○	
	相談ポストの設置、相談対応	○		
	生徒理解や指導・支援に関するミニ研修、情報共有		○	

第5章 いじめに対する措置

1 いじめ対策委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議を開催する。

2 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行う。
- ・インターネットを通じて行われている疑いがある場合は、証拠となる画像や文章の情報提供を関係者に依頼する。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する。

3 解決に向けた支援と指導

- ・いじめられた生徒への支援
- ・いじめた生徒への指導
- ・周囲の生徒への指導

保護者への対応

- ・事態に関係する保護者に事実を伝え、被害者の保護者に対して今後の学校生活を安全に送るための具体策を提示し、加害者の保護者に対して指導方針の提示と再発防止への協力、被害者への配慮等を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

関係機関等との連携

- ・生徒に関わりのある関係機関（医療、福祉、警察、児童相談所等）や県教育委員会「いじめ対策伴走支援チーム」と連携し、相互に補完し合い、一体となって取り組む。

スクールカウンセラーによる相談

- ・必要に応じ、スクールカウンセラーによる聞き取りを本人、保護者から行い、心のケアを図る。

4 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら継続的に経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する。

第6章 重大事態への対応

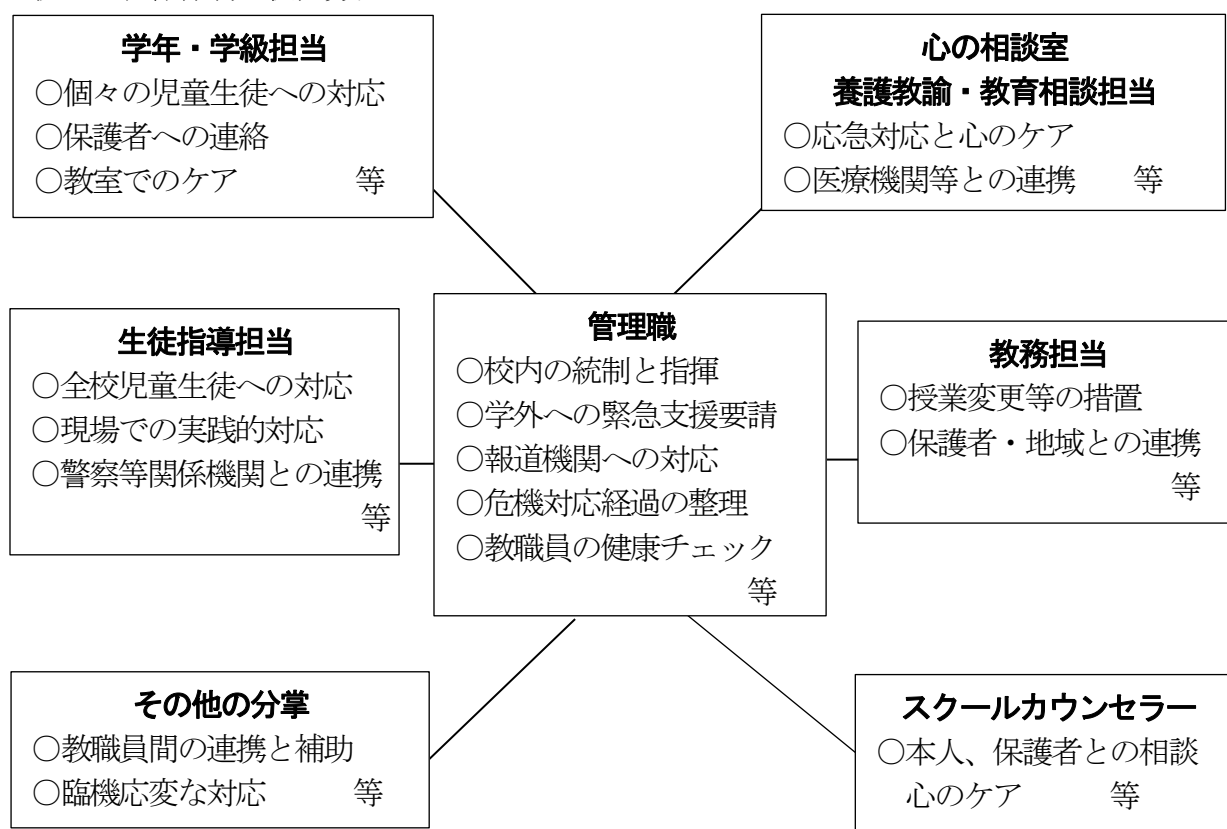
1 重大事態とは

いじめにより、子どもの生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。

2 重大事態発生時の基本的な対応

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- ・躊躇なく関係機関へ支援を求める。（「CRT派遣要請」等を念頭に置く。）
- ・子ども、保護者へ正確な情報を迅速、正確に伝え、二次被害を防止する。

3 校内の組織体制と役割分担



4 説明責任とマスコミ等対応・危機管理

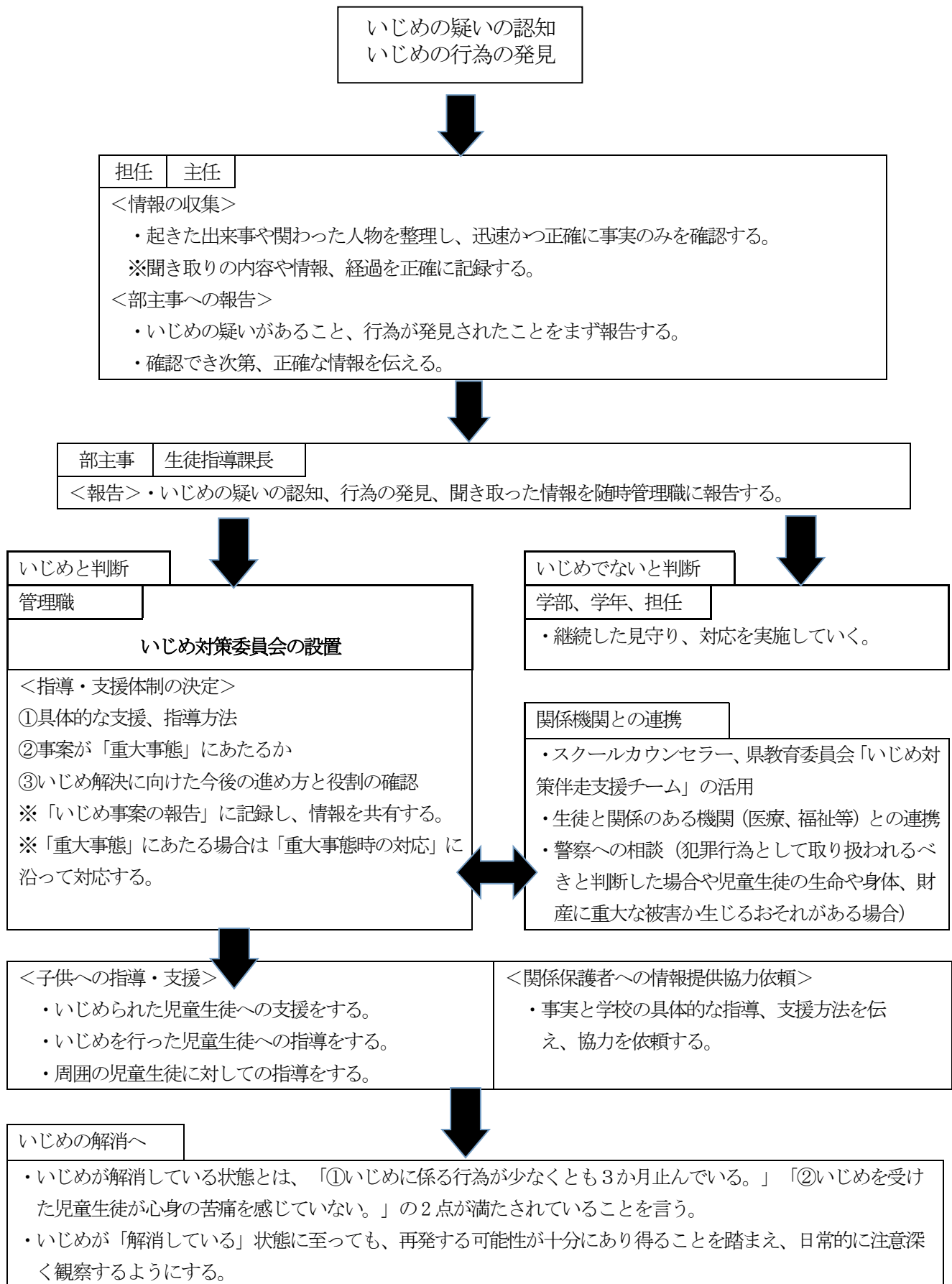
(1) 保護者への対応（保護者会）

- ・**趣旨説明**：生徒を守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。
- ・**情報提供**：全ての生徒や保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・**対応策の提示**：保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

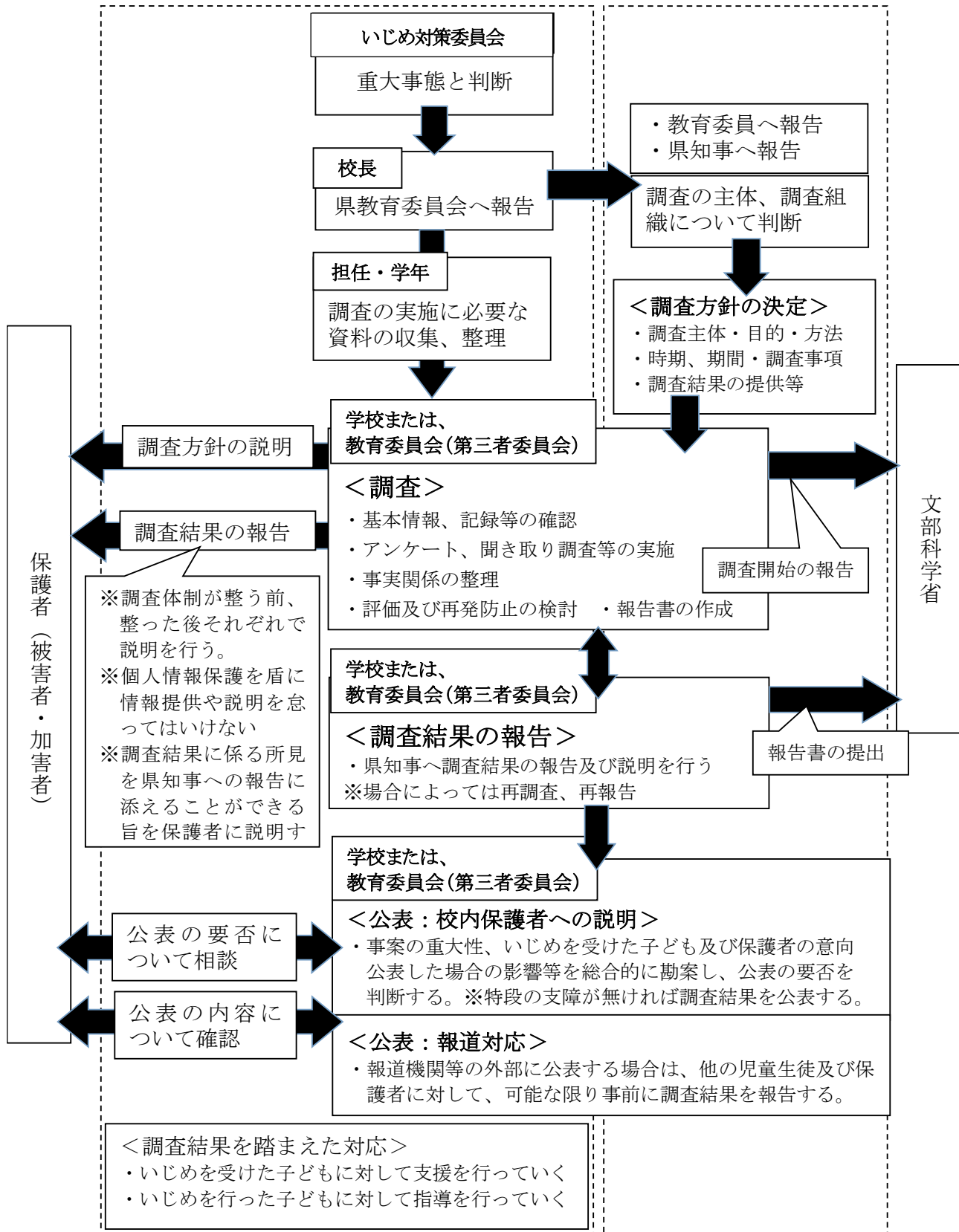
(2) マスコミ等への対応

- ・取材要請があった場合、県教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- ・取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、県教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

別紙1 「いじめ発生時の対応フローチャート」



別紙2 「重大事態への対応フローチャート」



参照：文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」